七　適合性確認員の氏名
八　適合性確認の結果
九　その他適合性確認に関し必要な事項

2　［略］

第百十四条　［略］
（業務の引継ぎ）

第百十五条　登録適合性確認機関は、法第八十条第二項の規定により経済産業大臣が同項の適合性確認の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき適合性確認の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
二　引き継ぐべき適合性確認の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
三　その他経済産業大臣が適合性確認の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

第二節　登録安全管理審査機関
（登録の申請）

第百十六条　法第八十条の二の規定により申請をしようとする者は、様式第七十四の登録安全管理審査機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二　事業所の名称及び所在地を記載した書類
三　申請者が法第八十条の六において準用する法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面
四　審査の業務を行う者が法第八十条の三第一項第一号の規定に適合することを説明した書類
五　申請者が法第八十条の三第一項第二号の規定に適合することを説明した書類
（安全管理審査の方法）

第百十七条　法第八十条の六において準用する法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第八十条の三第一項第二号に規定する審査対象電気工作物設置者（第三号イ及びロにおいて「設置者」という。）の法定自主検査の実施に係る体制を審査すること。
二　実地審査は、次に掲げるいずれかの方法で行うこと。
　イ　法定自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うこと。
　ロ　映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行うこと。
三　実地審査は、法定自主検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り（水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあっては、これらに加えて、法定自主検査の立会い）により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。
　イ　設置者の法定自主検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項
　ロ　設置者があらかじめ定めた法定自主検査の実施に係る体制に従って当該法定自主検査が行われているかどうかを判断するために必要な事項

七　安全管理審査員の氏名
八　審査の結果
九　その他審査に関し必要な事項

2　［略］

第百十八条　［略］
（業務の引継ぎ）

［新設］

第百十八条の二　登録安全管理審査機関は、法第八十条第二項の規定により経済産業大臣が同項の安全管理審査の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき安全管理審査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
二　引き継ぐべき安全管理審査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
三　その他経済産業大臣が安全管理審査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

［新設］

［新設］